

クラインガルテン妙高モニター利用のお申し込みについてのQ & A

令和4年10月12日

「クラインガルテン妙高モニター利用について」に記載しております申し込みのルール等が分かりにくいとのご指摘を受けましたので、事例等を交えて説明いたします。

Q1：クラインガルテン妙高モニター利用の目的や運用の基準は何ですか？

A1：クラインガルテン妙高モニター利用は「妙高市滞在型市民農園モニター利用運用要項」に基づいて運用しています。第1条には「この要項は、妙高市滞在型市民農園条例により設置する妙高市滞在型市民農園（以下「市民農園」という。）において、新規利用者の獲得及び当市への移住定住者促進を図るために実施するモニター利用の運用について必要な事項を定めるものとする。」とあります。

※妙高市滞在型市民農園モニター利用運用要項は別紙のとおり

Q2：利用期間は1カ月間ですが、2カ月連続での利用や5月と8月などの利用はできますか？

A2：できません。妙高市滞在型市民農園モニター利用運用要項第3条第2項により「同一人物の利用は、1年に1回とする。」と定められています。1年とは4月1日から3月31日までの期間を指します。また、利用の期間は妙高市滞在型市民農園モニター利用運用要項第2条により「最長1月」とあり、1月とはその月の1日から末日までです。そのため月をまたいでのご利用はできません。

Q3：モニター利用できる区画はいくつありますか？

A3：2区画です。（11号棟、15号棟）

Q4：申し込みの受付はいつからですか？

A4：妙高市滞在型市民農園モニター利用運用要項第4条第2項により、令和2年度の利用開始当初は、120日前にあたる日からの先着順とし、同じ日に申し込みがあった場合は抽選としていましたが「申し込みの機会が短い」等のご指摘を受け、現在は「利用開始月の4か月前にあたる月の1日から、その月の末日までとし、複数のお申し込みがあった場合は抽選となります。また申し込みが無ければ利用開始日の7日前まで受け付けます。」としており、ホームページにも「空き状況」として掲載しております。

Q5：申請書は抽選会の当選確率をあげるため、同じ月に家族や夫婦、友人等を利用代表者として申請し、誰かが当選した場合はその区画を皆で利用する事は可能ですか？

<ケース1>

AさんとBさんは友人同士で、同じ月に一緒に利用したい

① 代表者名 Aさん 利用者 Aさん、Bさんの2名

② 代表者名 Bさん 利用者 Bさん、Aさんの2名

以上の2通の申請書を提出した場合

A5：2通ではなく1通の申請として扱います。

同じ月に、一緒に利用したい人同士は、単一の利用者（申請者）として扱っていることから、1通の申請として扱い①、②いずれかの申請のみ提出いただきます。

また、公正な抽選を行う観点からも一緒に利用したい人同士は、単一の利用者として、1通の申請でお願いします。

Q6：抽選会に当選後、申請書にある利用者の追加は可能ですか？また、追加できる人は抽選会に落選した人でも可能ですか？

<ケース2>

① 代表者名 Aさん 利用者 Aさん1名

② 代表者名 Bさん 利用者 Bさん1名

抽選会の結果、Aさんが当選し、Bさんが落選したため、

Aさんの利用者にBさんを追加して利用したい

A6：できません。

この場合は、ケース1と同様に、一緒に利用したい人同士は、単一の利用者として扱い、1通の申請で提出してください。

なお、申請者（利用者）でもない人の場合は、変更の申請書を提出することで、利用者となることが可能です。

Q7：利用開始後に友人や家族を呼び、一緒に利用したい。

A7：申請書の利用者欄にお名前の記載がある人は利用できますが、記載の無い人は利用できません。利用が増える場合は事前に変更の申請書を提出してください。

※追加できる利用者は「同一人物の利用は、1年に1回とする。」に該当せず、同じ月に他の申請者（利用者）では無い事。

※変更申請書の提出が無く、申請書に記載の無い人が利用していた事が発覚した場

合、妙高市滞在型市民農園モニター利用運用要項第9条により、直ちに利用を停止し、改善が無い又はできない場合は利用を取消します。この場合利用者に損害が生じても指定管理者は責任を負いません。利用料金の還付（返金）も応じられません。

Q8：モニター利用できる区画は選べますか？

A8：選べません。利用の頻度、メンテナンス等の都合により指定管理者が区画を指定します。

以 上